

B 3 - 6

5年保存(常)
(令和8年12月31日まで)

FN.B3-5-5

鹿人少第333号

令和3年12月17日

各部長
各参事官 殿
各所属長

本 部 長

担当	少年サポート係	TEL	
----	---------	-----	--

少年指導委員運営要綱の制定について (通達)

少年指導委員については、「少年指導委員運営要綱の制定について (通達)」(平成28年12月14日付け鹿少第110号。以下「旧通達」という。)に基づき運用しているところであるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、事務手続に誤りのないように運用されたい。

なお、この通達は令和4年1月1日から施行し、旧通達は令和3年12月31日限り廃止する。

記

1 趣旨

少年の健全な育成に熱意と時間的余裕を持ち、社会的信望を有する民間有志者を「少年指導委員」として委嘱し、地域住民と一体となり、環境が及ぼす影響から少年を守るための諸活動を別添1の少年指導委員運営要綱(以下「要綱」という。)により推進しようとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 委嘱手続(要綱第3条関係)

少年指導委員の推薦に当たっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 人格識見ともに優れ、行動においても地域住民に信頼があり、かつ、少年に対する深い理解と愛情を持ち、少年の健全な育成に資するための活動に対して旺盛な熱意と使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的余裕のあること。

イ 心身ともに健康であって、社会的、家庭的にも安定していること。

(2) 職務内容(要綱第4条関係)

少年指導委員は、風俗営業、性風俗関連特殊営業等に関し、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、いずれも強制にわたる行為を行う権限ではないこ

とに留意するとともに、関係者の正当な権利や自由を害することのないようにしなければならない。

ア 次のいずれかに該当する少年の補導を行うこと。

(ア) 飲酒又は喫煙をしている少年

(イ) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは無店舗型性風俗特殊営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている18歳未満の者

(ウ) その他少年の健全育成の観点から障害があると認められる行為を行っている少年

イ 風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者又はその代理人等に対し少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言を行うこと。

ウ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対し、助言、指導その他の援助を行うこと。

エ 少年の健全な育成に資するための地方公共団体の施策及び民間の活動への協力を行うこと。

オ 少年の健全な育成に係る事項に関し、少年や少年の保護者等からの相談に応じ、これらの者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。

カ 少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、並びに少年の健全な育成に資する事項について広報及び啓発活動を行うこと。

キ 「その他前各号の目的を達するため必要と認められること」とは、活動区域内における実態把握、環境監視、継続的な補導が必要と認められる少年に関する警察への通報等をいう。

(3) 研修及び指導（要綱第6条関係）

少年指導委員の職務が適正かつ効果的に行われるようにするため、公安委員会は、別添2の少年指導委員に対する研修の実施基準により、少年指導委員に対する研修を実施し、必要な知識及び技術を修得させるとともに所要の指導を行うこと。

(4) 解職（要綱第8条関係）

ア 「第3条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「法」という。）第38条第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったときをいう。

イ 「職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき」とは、少年指導委員が正当な理由がなく、法若しくは規則に規定する職務上の義務に違反し、又は法第38条第2項に規定する職務を行わないときをいう。

ウ 「少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき」とは、少年指導

委員としてふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったときをいう。

(5) 立入り（要綱第10条関係）

ア 立入りの要件

法第38条の2第1項に規定する少年指導委員の立入りは、公安委員会が「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」に、「この法律の施行に必要な限度において」行わせることができるもので、「少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるとき」とは、少年の健全育成のための施策を推進するために立入りをして少年の健全育成に障害を及ぼす行為を防止する場合等をいう。

また、「この法律の施行に必要な限度において」とは、法第37条第2項に規定する警察職員の立入りと同様に、公安委員会として、行政上の指導、監督のため必要な場合に、法の目的の範囲内で必要最小限で行わなければならない。

イ 立入りの指示

少年指導委員に、風俗営業所等への立入りを適正かつ効果的に行わせるため、立入りの必要性、対象となる営業所、実施する期間等について、事前に警察本部又は警察署において個々の少年指導委員に対して指示書を交付することにより行うものとする。

ウ 立入りの報告

少年指導委員は、立入り実施後又は立入りを実施すべき期間の終了後、速やかに立入結果報告書の提出及び指示書の返納を行うものとする。

(6) 鹿児島県風俗環境浄化協会との関係（要綱第12条関係）

少年指導委員と鹿児島県風俗環境浄化協会（以下「協会」という。）とは、並列の関係であって、指導監督関係にはないが、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第6条の規定により、少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、協会の協力を求めることができるとされており、また法第39条第2項第3号の規定により、協会は、少年指導委員の活動を助けることになっている。

したがって、少年指導委員は、会議及び研修会の開催等に当たっての場所の提供その他の必要な援助を受けることができる。

別添 1

少年指導委員運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に定める少年指導委員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動区域及び定数)

第 2 条 少年指導委員の活動区域及び定数は、別表のとおりとする。

(委嘱手続)

第 3 条 活動区域を管轄する署長は、少年指導委員の委嘱に際しては、少年指導委員推薦書(別記第1号様式)により、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、少年指導委員の推薦を行うものとする。

2 署長は、前項の推薦に当たっては、次の各号のいずれにも該当する者を推薦するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。

3 公安委員会は、委嘱に当たっては、少年指導委員に委嘱状(別記第2号様式)を交付し、併せて少年指導委員証(別記第3号様式)を貸与して行うものとする。

(職務内容)

第 4 条 少年指導委員の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年の補導
- (2) 風俗営業を営む者等に対する助言
- (3) 被害を受けた少年に対する援助
- (4) 地方公共団体の施策等への協力
- (5) 少年相談
- (6) 広報啓発活動
- (7) その他前各号の目的を達成するため必要と認められること。

(任期)

第 5 条 少年指導委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 少年指導委員に欠員が生じたときは、速やかに、その後任者を委嘱するものとする。この場合において、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(研修及び指導)

第 6 条 公安委員会は、少年指導委員を委嘱したときは、速やかに当該少年指導委員に対し、その職務に関し必要な知識及び技能について研修(委嘱時研修)を行い、また全ての少年指導委員を対象に、おおむね1年ごとに1回、研修(定期研修)を行わなければならない。

2 少年指導委員は、その職務に関して、公安委員会の指導を受けるものとする。

(少年指導委員証等の再交付)

第7条 少年指導委員は、少年指導委員証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに、当該署長に届け出て再交付を受けなければならない。

(解嘱)

第8条 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 第3条第2項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

2 署長は、自署の管轄区域を活動区域とする少年指導委員が前項各号のいずれかに該当する場合は、公安委員会に対し、速やかに、解嘱事由に該当する事実を明らかにした少年指導委員解嘱上申書(別記第4号様式)により、当該少年指導委員の解嘱を上申するものとする。

(少年指導委員証等の返納)

第9条 署長は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、少年指導委員証等を返納させるものとする。

(1) 解嘱されたとき。

(2) 任期が満了したとき。

(3) 辞任したとき。

(4) 前条に規定する紛失に係る少年指導委員証を発見し、又は回復したとき。

(立入りに係る指示、報告)

第10条 公安委員会は、風俗営業所等に少年指導委員を立入りさせるときは、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示(別記第5号様式)し、少年指導委員は、当該指示に従って立入りをしたときは、その結果を公安委員会に報告(別記第6号様式)しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 少年指導委員又は少年指導委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(風俗環境浄化協会の協力)

第12条 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、鹿児島県風俗環境浄化協会の協力を求めることができる。

(謝金)

第13条 少年指導委員に対しては、一人当たり年額3,000円の謝金を支払うものとする。ただし、年度の途中で少年指導委員を解職(死亡を含む。以下同じ。)した場合は、当該少年指導委員(以下「前任者」という。)に解嘱月までの分を月割りで支払い、後任者については、委嘱した月(前任者の解嘱月の場合は翌月)からの分を在任期間に応じて月割りで支払うものとする。

別表（第2条関係）

少年指導委員の活動区域及び定数

管轄警察署	活動区域	定数	管轄警察署	活動区域	定数
鹿児島中央署	鹿児島中央署管内	14	出水警察署	出水署管内	5
鹿児島西署	鹿児島西署管内	8	始良署	始良署管内	4
鹿児島南署	鹿児島南署管内	7	霧島署	霧島署管内	6
指宿署	指宿署管内	2	志布志署	志布志署管内	4
南九州署	南九州署管内	1	鹿屋署	鹿屋署管内	7
枕崎署	枕崎署管内	2	種子島署	種子島署管内	2
日置署	日置署管内	1	奄美署	奄美署管内	5
いちき串木野署	いちき串木野署管内	1	瀬戸内署	瀬戸内署管内	2
薩摩川内署	薩摩川内署管内	7	徳之島署	徳之島署管内	2
阿久根署	阿久根署管内	4	計 84人		

別記

第1号様式 (第3条関係)

1 年 未 満 保 存
(年 月 日 まで)

F N . B 3 - 5 - 5
号 外
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

署 長

少年指導委員推薦書

本 籍 住 所 職 業 (ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	
最 終 学 歴	
健 康 状 態	
経 歴 (含 職 歴)	

委 嘱 状

殿

あなたを少年指導委員に委嘱します
（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

第3号様式（第3条関係）

表 面

7.5cm

写 真		第 号		少年指導委員証	
				活動区域	
				氏名	
				(年 月 日生)	
				上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。	
				年 月 日	
				鹿児島県公安委員会 印	

備考 表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。

8.5cm

裏 面

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）

第33条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室ものについては、この限りではない。

2・3 略

4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六略

七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

8.5cm

第5号様式（第10条関係）

公安委員会達 第 号

住 所
氏 名
活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項により、同条第1項の立入りについて次のとおり指示する。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

指 示 事 項		指 示 内 容
立す 入べ りき を場 実所 施	法第37条第2項各号 に掲げる場所のいず れであるかの別	
	立入りを実施すべき 地域	
立入りを実施すべき期日又 は期間		
立入りを実施するに当たっ ての留意事項		

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

年 月 日付け風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項に基づく鹿児島県公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第3項により、その結果について報告する。

実施者等	氏 名	活 動 区 域
立入りを実施すべき期日又は期間		

立 入 り 場 所	業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業等	名 称	(<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 受付所 <input type="checkbox"/> 待機所)
	所在地			
立入りを 実施した 日時				
立入りを 実施した 結果				
その他参 考となる べき事項				

別添 2

少年指導委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、少年指導委員の職務や立入りの適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する少年指導委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、研修用に作成された教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修内容

研修項目等は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

【定期研修：4時間以上5時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
1 少年非行・風俗環境の状況	(1) 少年非行の状況 鹿児島県における少年非行情勢のほか、風俗営業等を中心とした福祉犯被害の状況を理解させる。 (2) 最近の風俗環境の状況 鹿児島県における風俗営業等の許可数・届出数、行政処分・検挙等の状況から、風俗環境の実態を理解させる。	1時間
2 法第38条第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	(1) 知識 少年の補導、風俗営業の営業者等に対する助言、被害少年に対する援助、地方公共団体の施策等への協力等の方法、留意事項を理解させる。 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、上記職務の実務を理解させる。	2～2.5時間

<p>3 法第38条の2 第1項の規定による立入りを適正に行うために必要な知識及び技能に関すること。</p>	<p>(1) 知識 立入りの趣旨，指示，実施，報告の手續及び受傷事故防止等の留意事項を理解させる。</p> <p>(2) 技能 実技指導，シミュレーション等により，立入りの実務を理解させる。</p>	<p>1～1.5時間</p>
--	---	----------------

【委嘱時研修：5時間以上7時間以下】

研修項目	研修内容	研修時間
<p>1 定期研修1～3と同じ。</p>	<p>同左</p>	<p>4～5時間</p>
<p>2 法その他少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し，又は少年の健全な育成に資するための職務を行うため必要な法令に関すること。</p>	<p>(1) 法の概要 法の目的及び概要を理解させる。</p> <p>(2) 少年指導委員の法的地位・職務倫理 少年指導委員が特別職の地方公務員であること，その自発的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。</p> <p>(3) 少年指導委員の職務・立入り 少年指導委員の職務の概要，立入りの仕組みについて理解させる。</p> <p>(4) 少年指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項，違反の場合の罰則を理解させる。</p> <p>(5) その他の関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号），児童買春，児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号），鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年条例第65号）等の法令のうち，風俗営業及び性風俗関連特殊営業等で行われやすい違反や，児童相談所の役割等を理解させる。</p>	<p>1～2時間</p>